

議案第 57 号

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 12 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

児童福祉法及び人事院規則の改正に伴う改正

## 飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛驒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 略

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

以下 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 略

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

以下 略

## 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

児童福祉法及び人事院規則の改正に伴う改正

### 2 改正の内容

#### (1) 児童福祉法の改正に伴う改正

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、養子縁組によって養親になることを希望する者が「養子縁組里親」として法定化され、里親に関する定義規定が再編されたことに伴い、当該条例の所要の改正を行うもの。

（第2条の2関係）

#### (2) 人事院規則の改正に伴う改正

人事院規則19—0（職員の育児休業等）が改正されたことに伴い、育児休業の取得及び延長並びに育児短時間勤務の取得を認める特別な事情として「保育園等の利用を希望し申込みを行っているが定員などの理由により当面入園できないこと」を加えるもの。

（第3条、第4条、第11条関係）

### 3 施行日 公布の日